

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第 1 2 条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 8 年草津市条例第 1 8 号）の付則の一部改正 付 則 第 1 条 （略） 第 2 条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の草津市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の草津市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条および付則第 3 項から第 5 項まで、付則第 7 条の規定による改正前の草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 4 8 年草津市条例第 2 7 号。以下この条および次条において「条例第 2 7 号」という。）付則第 3 項から第 6 項までならびに付則第 8 条の規定による改正前の草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 5 年草津市条例第 2 5 号。以下この条および次条において「条例第 2 5 号」という。）付則第 1 2 項の規定により計算した額（当該勤続期間が 4 3 年または 4 4 年の者であつて、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 3 5 年として旧条例付則第 3 項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ 1 0 0 分の 8 3. 7（当該勤続期間が 2 0 年以上の者（4 2 年以下の者で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび 3 7 年以上 4 2 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、1 0 4 分の 8 3. 7）を乗じて得た額が、草津市職員の	
付 則 第 1 条 （略） 第 2 条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の草津市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の草津市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条および付則第 3 項から第 5 項まで、付則第 7 条の規定による改正前の草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 4 8 年草津市条例第 2 7 号。以下この条および次条において「条例第 2 7 号」という。）付則第 3 項から第 6 項までならびに付則第 8 条の規定による改正前の草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 5 年草津市条例第 2 5 号。以下この条および次条において「条例第 2 5 号」という。）付則第 1 2 項の規定により計算した額（当該勤続期間が 4 3 年または 4 4 年の者であつて、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 3 5 年として旧条例付則第 3 項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ 1 0 0 分の 8 3. 7（当該勤続期間が 2 0 年以上の者（4 2 年以下の者で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび 3 7 年以上 4 2 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、1 0 4 分の 8 3. 7）を乗じて得た額が、<u>新条例第 2 条</u>	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第12条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3までおよび第6条から第6条の5までならびに付則第3項から第5項まで、付則第4条、付則第5条、付則第7条の規定による改正後の条例第27号付則第3項から第6項までならびに条例第25号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 (略) 第3条～第10条 (略)	の4から第5条の3までおよび第6条から第6条の5までならびに付則第3項から第5項まで、付則第4条、付則第5条、付則第7条の規定による改正後の条例第27号付則第3項から第6項までならびに条例第25号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 (略) 第3条～第10条 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正（第13条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条 (略) (給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第15条第1項および第20条第1項において単に「会計年度任用職員」という。)および同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料および手当とする。 2～3 (略) 第3条～第20条 (略) (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第21条 第5条、第6条、第6条の3および第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項もしくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。 2 (略) 第22条 (略)	第1条 (略) (給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第15条第1項および第20条第1項において単に「会計年度任用職員」という。)および同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料および手当とする。 2～3 (略) 第3条～第20条 (略) (再任用職員等についての適用除外) 第21条 第5条、第6条、第6条の3および第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項もしくは第28条の6第1項もしくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。 2 (略) 第22条 (略)

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
付 則 (施行期日等) 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条草津市職員の退職手当に関する条例第10条第4項および第11項の改正規定ならびに同条例付則第7項の改正規定ならびに付則第11条および第18条の規定は、公布の日から施行する。 2 第10条の規定による改正後の草津市職員の退職手当に関する条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。 (草津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置) 第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の草津市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項または第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の草津市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定す	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
る定年)を超える職およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項もしくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項または前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、または転任することができない。 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。 （草津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置） 第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から付則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。 (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者 (2) 旧定年条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項または前条第1項の規定により勤務した後退職した者 (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
する日までの間にある者 (4) <u>25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。）または暫定再任用（この項もしくは次項、次条第1項もしくは第2項、付則第5条第1項もしくは第2項または付則第6条第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者</u> 2 <u>令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u> (1) <u>施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者</u> (2) <u>施行日以後に新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後退職した者</u> (3) <u>施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者</u> (4) <u>施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者</u> (5) <u>25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者</u>	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
(6) <u>25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者</u> 3 <u>前2項の任期またはこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者またはこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。</u> 4 <u>暫定再任用職員（第1項もしくは第2項、次条第1項もしくは第2項、付則第5条第1項もしくは第2項または付則第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項および次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。</u> 5 <u>任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。</u> 第4条 <u>任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。以下次項および付則第6条において同じ。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u> 2 <u>令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u> 3 <u>前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用</u>	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
する。 <u>第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u> <u>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項および付則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u> <u>3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。</u> <u>第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第</u>	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
2 2 条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。 3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。 （令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職および年齢） 第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。 (1) 施行日以後に新たに設置された職 (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。 （令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職および年齢） 第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。 (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職 (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。 (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員) 第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。 (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。） (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。） 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。 (草津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>短時間勤務職員に関する経過措置)</u> 第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第12条または第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条または第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、または転任することができない。 （令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢） 第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。 （草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第12条 草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>条例（令和4年草津市条例第 号）付則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、草津市職員の定年等に関する条例（昭和58年草津市条例第30号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。</u> <u>（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</u> 第13条 <u>暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。</u> <u>（草津市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）</u> 第14条 <u>第8条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）付則第9項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</u> 第15条 <u>改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項および第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される草津市職員の給与に関する条例第3条に規定す</u>	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
る給料表に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額とする」とする。 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される草津市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額とする。 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。 6 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。 7 新給与条例第6条第1項から第8項まで、第12条、第13条、第	

草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（付則関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
14条および14条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 前条および前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。 (その他の経過措置の規則への委任) 第16条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。 (草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第17条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の草津市職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。))」とあるのは、「(令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))」とする。 第18条 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。 (草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第19条 令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3および第15条の規定は、適用しない。	

議第58号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月16日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

全日本教育委員会
山崎 昭雄 委員長

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「加算した額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の右に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の右に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45」の右に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第3条第1号関係）

一 般 行 政 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600

23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	

67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				

111	300,300	349,200				
112	300,600	349,500				
113	300,800	350,000				
114	301,000					
115	301,300					
116	301,700					
117	301,900					
118	302,100					
119	302,400					
120	302,700					
121	303,100					
122	303,300					
123	303,600					
124	303,900					
125	304,200					

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第6条第9項および第27条に規定する職員を除く。
- 2 次の表は、他の給料表の適用を受けない第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2 (第3条第2号関係)

教 育 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	164,400	180,200	296,000	406,700
2	165,900	182,300	298,600	408,200
3	167,400	184,400	301,400	409,700
4	168,900	186,600	303,800	411,200
5	170,500	188,600	306,300	412,600
6	172,400	190,600	308,400	414,000
7	174,200	192,700	310,700	415,500
8	176,000	194,800	312,800	417,100
9	177,700	197,000	314,900	418,500
10	179,800	199,600	317,200	419,900
11	181,800	202,200	319,600	421,300
12	183,700	204,800	322,100	422,600
13	185,600	207,400	324,500	423,900

14	187,700	209,100	326,400	425,300
15	189,800	210,700	328,300	426,700
16	191,900	212,400	330,400	428,100
17	194,100	214,200	332,200	429,300
18	196,400	215,800	334,400	430,600
19	198,900	217,500	336,500	431,800
20	201,200	219,100	338,500	433,100
21	203,600	220,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	342,400	435,400
23	206,900	224,700	344,200	436,700
24	208,600	226,600	345,800	438,000
25	210,100	228,100	347,500	439,300
26	211,500	230,100	349,300	440,500
27	213,100	232,100	351,200	441,500
28	214,600	234,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	354,900	443,800
30	218,000	238,600	356,700	444,600
31	219,700	241,300	358,400	445,400
32	221,400	244,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	361,600	447,200
34	224,400	249,400	363,300	447,700
35	226,100	252,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	366,600	448,700
37	229,100	257,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	370,000	
39	232,500	261,900	371,300	
40	234,200	264,100	372,900	
41	235,800	266,600	374,000	
42	237,500	268,900	375,400	
43	239,100	271,100	376,800	
44	240,700	273,200	378,300	
45	242,300	275,300	379,700	
46	243,800	277,500	381,300	
47	245,100	279,600	382,900	
48	246,400	281,500	384,400	
49	247,500	283,800	385,800	
50	248,800	285,500	387,300	
51	250,200	287,400	388,800	
52	251,300	289,200	390,200	
53	252,400	290,600	391,400	
54	253,800	292,700	392,700	
55	254,800	294,700	393,800	
56	255,800	296,900	394,900	
57	257,000	298,900	396,300	

58	258,000	301,300	397,500	
59	259,100	303,500	398,700	
60	260,100	306,100	400,000	
61	261,300	308,300	401,200	
62	262,000	310,700	402,200	
63	262,900	313,000	403,600	
64	263,500	315,200	404,900	
65	264,500	317,300	406,100	
66	265,900	319,100	407,200	
67	267,000	320,700	408,400	
68	268,300	322,300	409,500	
69	269,800	324,200	410,500	
70	271,300	326,300	411,700	
71	272,600	328,400	412,900	
72	274,000	330,400	414,100	
73	274,800	332,500	414,700	
74	275,800	334,600	415,500	
75	277,000	336,800	416,200	
76	278,000	339,000	416,700	
77	279,200	340,700	417,000	
78	280,200	342,600	417,400	
79	281,400	344,300	417,800	
80	282,300	346,100	418,200	
81	283,500	347,900	418,500	
82	284,300	349,700	418,900	
83	285,300	351,100	419,300	
84	286,300	352,900	419,600	
85	287,200	354,100	419,900	
86	288,100	355,700	420,300	
87	288,800	357,200	420,700	
88	289,800	358,700	421,000	
89	290,800	360,000	421,300	
90	291,700	361,300	421,600	
91	292,600	362,700	421,900	
92	293,400	364,100	422,100	
93	293,700	365,600	422,300	
94	294,400	366,900		
95	295,100	368,200		
96	295,900	369,400		
97	296,700	370,400		
98	297,500	371,400		
99	298,300	372,400		
100	299,000	373,400		
101	299,900	374,300		

102	300, 400	375, 300		
103	300, 900	376, 300		
104	301, 400	377, 300		
105	301, 600	378, 100		
106	302, 000	379, 000		
107	302, 300	379, 900		
108	302, 500	380, 900		
109	302, 700	381, 700		
110	302, 900	382, 700		
111	303, 200	383, 700		
112	303, 500	384, 700		
113	303, 700	385, 300		
114	303, 900	386, 200		
115	304, 100	387, 100		
116	304, 400	388, 000		
117	304, 700	388, 800		
118	305, 000	389, 500		
119	305, 300	390, 300		
120	305, 600	391, 100		
121	305, 800	391, 700		
122	306, 000	392, 500		
123	306, 200	393, 200		
124	306, 500	393, 900		
125	306, 800	394, 500		
126		395, 200		
127		395, 700		
128		396, 300		
129		397, 000		
130		397, 600		
131		398, 100		
132		398, 600		
133		398, 900		
134		399, 200		
135		399, 500		
136		399, 800		
137		400, 100		
138		400, 400		
139		400, 700		
140		401, 000		
141		401, 300		
142		401, 600		
143		401, 900		
144		402, 200		
145		402, 400		

146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		
149		403,400		
150		403,700		
151		404,000		
152		404,200		
153		404,400		
154		404,700		
155		405,000		
156		405,200		
157		405,400		

備考

1 この表は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条に規定する教育公務員に適用する。ただし、第6条第9項に規定する職員を除く。

2 次の表は、教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員で第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	225,200	271,100	324,400	405,200

別表第3（第3条第3号関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200

14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700

58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		

102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		
105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400			
107			331,800			
108			332,000			
109			332,200			
110			332,600			
111			333,000			
112			333,400			
113			333,600			

備考

- 1 この表は、理学療法士に適用する。ただし、第6条第9項に規定する職員を除く。
- 2 次の表は、理学療法士で第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

イ 医療職給料表(2)

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400

21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700

65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		

109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				

153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					

備考

- 1 この表は、保健師、助産師、看護師および准看護師に適用する。ただし、第6条第9項に規定する職員を除く。
- 2 次の表は、保健師、助産師、看護師および准看護師で第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

別表第4（第3条第4号関係）

幼 児 教 育 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	164,100	212,900	257,900	278,600	298,900	319,200
2	165,300	214,600	259,400	280,000	300,700	321,400
3	166,500	216,400	260,800	281,600	302,600	323,700
4	167,700	218,100	262,300	282,900	304,400	325,900
5	168,600	219,800	263,200	284,400	306,200	328,100
6	170,100	221,600	264,500	286,300	308,200	330,100
7	171,500	223,400	265,800	288,100	310,200	332,300
8	172,900	225,100	267,100	290,100	312,300	334,500
9	174,100	226,800	268,300	292,000	314,200	336,400
10	175,500	228,300	269,400	294,000	316,300	338,600

11	176,900	229,700	270,700	296,100	318,300	340,600
12	178,300	231,100	271,600	298,100	320,400	342,800
13	179,700	232,500	272,700	299,500	322,000	344,600
14	181,000	234,100	274,000	301,800	324,200	346,600
15	182,400	235,700	275,400	303,800	326,200	348,600
16	183,700	237,300	276,800	305,900	328,200	350,600
17	185,200	238,700	278,400	307,800	330,000	352,300
18	186,700	240,300	280,200	309,800	332,000	354,300
19	188,400	241,800	281,800	311,500	333,800	356,100
20	189,900	243,300	283,300	313,200	335,600	358,000
21	191,200	244,100	284,800	315,100	337,500	359,900
22	192,800	245,400	286,600	317,200	339,500	361,800
23	194,500	246,700	288,000	319,400	341,600	363,800
24	196,100	248,000	289,600	321,500	343,600	365,700
25	197,700	249,300	291,300	323,500	345,600	367,700
26	199,400	250,900	292,800	325,500	347,500	369,600
27	201,200	252,400	294,500	327,600	349,600	371,600
28	202,900	254,000	296,100	329,600	351,600	373,600
29	204,700	255,400	297,200	331,400	353,200	375,100
30	206,100	256,700	298,500	333,500	355,200	376,900
31	207,600	257,800	300,000	335,400	357,000	378,700
32	209,000	259,100	301,400	337,500	358,900	380,300
33	210,200	260,400	302,900	339,100	360,600	382,100
34	211,500	261,400	304,500	341,000	362,200	383,500
35	212,800	262,700	306,000	342,800	363,900	385,000
36	213,900	263,700	307,600	344,700	365,600	386,600
37	215,100	264,900	309,100	345,900	366,900	388,000
38	216,500	266,100	310,600	347,800	368,500	389,200
39	217,900	267,300	312,000	349,700	370,000	390,400
40	219,300	268,500	313,600	351,500	371,500	391,500
41	220,300	269,900	314,900	353,400	373,000	392,600
42	221,500	271,400	316,500	355,200	374,500	393,800
43	222,600	272,900	318,000	357,000	376,000	395,000
44	223,800	274,300	319,500	358,700	377,400	396,100
45	224,600	275,900	320,500	360,500	378,600	396,800
46	225,700	277,400	321,700	361,900	379,700	397,500
47	226,600	278,900	322,900	363,400	380,800	398,200
48	227,500	280,400	324,100	364,800	381,800	398,900
49	228,200	281,800	325,100	365,800	382,600	399,500
50	229,100	283,200	326,100	366,900	383,500	400,100
51	230,200	284,700	327,000	368,000	384,300	400,600
52	231,000	286,000	328,000	369,100	385,000	401,000
53	231,400	287,200	328,900	370,000	385,700	401,400
54	232,500	288,300	329,600	370,600	386,100	401,700

55	233, 100	289, 500	330, 400	371, 400	386, 700	402, 000
56	233, 700	290, 800	331, 200	372, 200	387, 200	402, 300
57	234, 500	292, 200	331, 800	373, 000	387, 800	402, 600
58	235, 200	293, 600	332, 300	373, 800	388, 300	402, 900
59	236, 000	295, 100	332, 900	374, 600	388, 900	403, 200
60	236, 700	296, 600	333, 400	375, 400	389, 400	403, 500
61	237, 500	297, 700	333, 900	376, 300	390, 000	403, 800
62	238, 100	299, 200	334, 100	377, 000	390, 500	404, 100
63	238, 700	300, 400	334, 700	377, 700	391, 000	404, 400
64	239, 200	301, 900	335, 300	378, 400	391, 500	404, 700
65	240, 000	303, 000	335, 600	378, 700	391, 800	405, 000
66	241, 000	304, 300	336, 100	379, 300	392, 300	405, 300
67	242, 000	305, 400	336, 600	379, 900	392, 700	405, 600
68	242, 900	306, 700	337, 100	380, 600	393, 200	405, 900
69	243, 900	307, 400	337, 600	381, 000	393, 500	406, 100
70	245, 000	308, 500	338, 100	381, 700	394, 000	406, 400
71	245, 900	309, 700	338, 500	382, 300	394, 500	406, 700
72	246, 600	310, 900	339, 000	382, 900	394, 900	407, 000
73	247, 200	312, 200	339, 200	383, 300	395, 200	407, 200
74	248, 200	312, 900	339, 700	383, 900	395, 700	407, 500
75	249, 200	313, 600	340, 200	384, 500	396, 100	407, 800
76	250, 000	314, 200	340, 700	385, 100	396, 500	408, 000
77	250, 800	315, 000	341, 000	385, 500	396, 800	408, 200
78	251, 800	315, 700	341, 400	386, 000	397, 200	408, 500
79	252, 700	316, 400	341, 900	386, 500	397, 600	408, 800
80	253, 500	317, 100	342, 300	387, 100	398, 000	409, 000
81	254, 400	317, 400	342, 500	387, 600	398, 400	409, 200
82	255, 000	317, 700	342, 800	388, 000	398, 700	409, 500
83	255, 800	318, 300	343, 300	388, 400	399, 100	409, 800
84	256, 600	318, 600	343, 700	388, 800	399, 400	410, 000
85	257, 200	319, 000	344, 000	389, 000	399, 600	410, 200
86	258, 000	319, 300	344, 300	389, 200		
87	258, 700	319, 700	344, 800	389, 500		
88	259, 600	320, 000	345, 200	389, 800		
89	260, 200	320, 500	345, 500	390, 000		
90	261, 000	320, 900	345, 900	390, 300		
91	261, 800	321, 200	346, 300	390, 600		
92	262, 600	321, 500	346, 500	390, 800		
93	263, 000	322, 000	346, 800	391, 000		
94	263, 700	322, 400				
95	264, 200	322, 600				
96	264, 900	323, 000				
97	265, 600	323, 400				
98	266, 300	323, 800				

99	267,000	324,200				
100	267,700	324,600				
101	268,200	324,800				
102	268,700	325,100				
103	269,100	325,400				
104	269,600	325,700				
105	269,800	326,100				
106	270,000	326,300				
107	270,300	326,600				
108	270,600	327,000				
109	271,000	327,400				
110	271,300	327,700				
111	271,700	328,100				
112	272,000	328,400				
113	272,300	328,700				
114	272,600	329,100				
115	272,900	329,400				
116	273,300	329,600				
117	273,600	329,800				
118	273,900	330,100				
119	274,300	330,500				
120	274,700	330,900				
121	274,900	331,100				
122	275,100					
123	275,500					
124	275,800					
125	276,000					
126	276,300					
127	276,700					
128	277,100					
129	277,300					
130	277,700					
131	278,100					
132	278,400					
133	278,600					
134	278,900					
135	279,300					
136	279,600					
137	279,800					
138	280,100					
139	280,400					
140	280,700					
141	280,900					
142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					

145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					
150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100					

備考

1 この表は、保育士および幼稚園教諭に適用する。ただし、第6条第9項に規定する職員を除く。

2 次の表は、保育士および幼稚園教諭で第6条第9項に規定する職員に適用する。

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	201,500	241,000	255,300	288,400	301,700	315,100

第2条 草津市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 草津市長および副市長の給与等に関する条例(昭和43年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和29年草津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第8条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例(昭和40年草津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第10条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条および第10条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる条例の規定は、公布の日において在職している職員について当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定(草津市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第22条第2項第1号および第2号の改正規定を除く。)による改正後の給与条例および第3条の規定(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期付条例 令和4年4月1日
 - (2) 第1条の規定(給与条例第22条第2項第1号の改正規定に限る。)による改正後の給与条例、第3条の規定(任期付条例第8条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付条例、第5条の規定による改正後の草津市長および副市長の給与等に関する条例、第7条の規定による改正後の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例および第9条の規定による改正後の草津市常勤監査委員の給与等に関する条例 令和4年12月1日

(給与の内払)

3 前項各号に掲げる条例の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、同項各号に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の給与条例
- (2) 第3条の規定による改正前の任期付条例
- (3) 第5条の規定による改正前の草津市長および副市長の給与等に関する条例
- (4) 第7条の規定による改正前の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (5) 第9条の規定による改正前の草津市常勤監査委員の給与等に関する条例

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第21条の3 (略) (勤勉手当) 第22条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 第22条の2～第32条 (略)	第1条～第21条の3 (略) (勤勉手当) 第22条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 第22条の2～第32条 (略)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例（案）							旧 条 例						
別表第4（第3条第4号関係） 幼 児 教 育 職 給 料 表 (単位 円)							別表第4（第3条第4号関係） 幼 児 教 育 職 給 料 表 (単位 円)						
職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	164,100	212,900	257,900	278,600	298,900	319,200	1	159,800	209,600	255,000	275,900	297,500	319,200
2	165,300	214,600	259,400	280,000	300,700	321,400	2	161,000	211,300	256,600	277,600	299,500	321,400
3	166,500	216,400	260,800	281,600	302,600	323,700	3	162,200	213,100	258,000	279,200	301,400	323,700
4	167,700	218,100	262,300	282,900	304,400	325,900	4	163,400	214,800	259,600	280,700	303,300	325,900
5	168,600	219,800	263,200	284,400	306,200	328,100	5	164,300	216,500	260,500	282,500	305,300	328,100
6	170,100	221,600	264,500	286,300	308,200	330,100	6	165,800	218,300	261,800	284,500	307,300	330,100
7	171,500	223,400	265,800	288,100	310,200	332,300	7	167,200	220,100	263,200	286,600	309,400	332,300
8	172,900	225,100	267,100	290,100	312,300	334,500	8	168,600	221,800	264,500	288,900	311,700	334,500
9	174,100	226,800	268,300	292,000	314,200	336,400	9	169,800	223,500	265,700	290,800	313,600	336,400
10	175,500	228,300	269,400	294,000	316,300	338,600	10	171,200	225,000	267,100	292,800	315,700	338,600
11	176,900	229,700	270,700	296,100	318,300	340,600	11	172,600	226,400	268,400	294,900	317,700	340,600
12	178,300	231,100	271,600	298,100	320,400	342,800	12	174,100	227,800	269,500	296,900	319,800	342,800
13	179,700	232,500	272,700	299,500	322,000	344,600	13	175,500	229,200	270,800	298,500	321,500	344,600
14	181,000	234,100	274,000	301,800	324,200	346,600	14	177,000	230,800	272,200	300,800	323,700	346,600
15	182,400	235,700	275,400	303,800	326,200	348,600	15	178,500	232,400	273,900	302,800	325,700	348,600
16	183,700	237,300	276,800	305,900	328,200	350,600	16	179,900	234,000	275,600	304,900	327,700	350,600
17	185,200	238,700	278,400	307,800	330,000	352,300	17	181,400	235,400	277,200	306,900	329,600	352,300
18	186,700	240,300	280,200	309,800	332,000	354,300	18	183,200	237,000	279,000	309,000	331,600	354,300
19	188,400	241,800	281,800	311,500	333,800	356,100	19	184,900	238,500	280,600	311,100	333,600	356,100
20	189,900	243,300	283,300	313,200	335,600	358,000	20	186,600	240,000	282,100	313,200	335,600	358,000
21	191,200	244,100	284,800	315,100	337,500	359,900	21	188,000	241,000	283,700	315,100	337,500	359,900
22	192,800	245,400	286,600	317,200	339,500	361,800	22	189,600	242,400	285,500	317,200	339,500	361,800
23	194,500	246,700	288,000	319,400	341,600	363,800	23	191,300	243,700	286,900	319,400	341,600	363,800
24	196,100	248,000	289,600	321,500	343,600	365,700	24	192,900	245,100	288,500	321,500	343,600	365,700
25	197,700	249,300	291,300	323,500	345,600	367,700	25	194,500	246,500	290,400	323,500	345,600	367,700

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

新旧対照表

新 条 例（案）							旧 条 例						
26	199,400	250,900	292,800	325,500	347,500	369,600	26	196,200	248,200	291,900	325,500	347,500	369,600
27	201,200	252,400	294,500	327,600	349,600	371,600	27	198,000	249,700	293,600	327,600	349,600	371,600
28	202,900	254,000	296,100	329,600	351,600	373,600	28	199,700	251,400	295,200	329,600	351,600	373,600
29	204,700	255,400	297,200	331,400	353,200	375,100	29	201,500	252,800	296,400	331,400	353,200	375,100
30	206,100	256,700	298,500	333,500	355,200	376,900	30	203,000	254,100	298,100	333,500	355,200	376,900
31	207,600	257,800	300,000	335,400	357,000	378,700	31	204,500	255,300	299,800	335,400	357,000	378,700
32	209,000	259,100	301,400	337,500	358,900	380,300	32	205,900	256,600	301,400	337,500	358,900	380,300
33	210,200	260,400	302,900	339,100	360,600	382,100	33	207,100	257,900	302,900	339,100	360,600	382,100
34	211,500	261,400	304,500	341,000	362,200	383,500	34	208,400	259,100	304,500	341,000	362,200	383,500
35	212,800	262,700	306,000	342,800	363,900	385,000	35	209,700	260,400	306,000	342,800	363,900	385,000
36	213,900	263,700	307,600	344,700	365,600	386,600	36	210,900	261,600	307,600	344,700	365,600	386,600
37	215,100	264,900	309,100	345,900	366,900	388,000	37	212,100	263,000	309,100	345,900	366,900	388,000
38	216,500	266,100	310,600	347,800	368,500	389,200	38	213,500	264,300	310,600	347,800	368,500	389,200
39	217,900	267,300	312,000	349,700	370,000	390,400	39	214,900	265,900	312,000	349,700	370,000	390,400
40	219,300	268,500	313,600	351,500	371,500	391,500	40	216,300	267,400	313,600	351,500	371,500	391,500
41	220,300	269,900	314,900	353,400	373,000	392,600	41	217,300	268,800	314,900	353,400	373,000	392,600
42	221,500	271,400	316,500	355,200	374,500	393,800	42	218,500	270,300	316,500	355,200	374,500	393,800
43	222,600	272,900	318,000	357,000	376,000	395,000	43	219,600	271,800	318,000	357,000	376,000	395,000
44	223,800	274,300	319,500	358,700	377,400	396,100	44	220,800	273,200	319,500	358,700	377,400	396,100
45	224,600	275,900	320,500	360,500	378,600	396,800	45	221,700	274,900	320,500	360,500	378,600	396,800
46	225,700	277,400	321,700	361,900	379,700	397,500	46	222,800	276,400	321,700	361,900	379,700	397,500
47	226,600	278,900	322,900	363,400	380,800	398,200	47	223,700	277,900	322,900	363,400	380,800	398,200
48	227,500	280,400	324,100	364,800	381,800	398,900	48	224,700	279,400	324,100	364,800	381,800	398,900
49	228,200	281,800	325,100	365,800	382,600	399,500	49	225,500	280,900	325,100	365,800	382,600	399,500
50	229,100	283,200	326,100	366,900	383,500	400,100	50	226,600	282,300	326,100	366,900	383,500	400,100
51	230,200	284,700	327,000	368,000	384,300	400,600	51	227,700	283,800	327,000	368,000	384,300	400,600
52	231,000	286,000	328,000	369,100	385,000	401,000	52	228,500	285,100	328,000	369,100	385,000	401,000
53	231,400	287,200	328,900	370,000	385,700	401,400	53	228,900	286,400	328,900	370,000	385,700	401,400
54	232,500	288,300	329,600	370,600	386,100	401,700	54	230,000	287,900	329,600	370,600	386,100	401,700
55	233,100	289,500	330,400	371,400	386,700	402,000	55	230,700	289,300	330,400	371,400	386,700	402,000
56	233,700	290,800	331,200	372,200	387,200	402,300	56	231,400	290,800	331,200	372,200	387,200	402,300